

## 英国現代奴隷法2015 に係る声明（仮訳）

### 1. この声明について

本声明は、英国の“Modern Slavery Act 2015” 「現代奴隷法2015」第54条の定めに従い、日本法人である株式会社コーエーテクモホールディングスと英国法人KOEI TECMO EUROPE LIMITED を含む関連会社を代表して公表するものです。

### 2. コーエーテクモグループについて

当社グループは、横浜を拠点としてゲームソフトウェアの開発、販売、流通およびエンタテインメント・コンテンツを提供する企業グループであり、ビジネスパートナーとともに英国をはじめ世界主要市場において事業を展開しています。当社グループの会社情報ならびに事業の詳細については、下記リンクからご覧ください。

<https://www.koeitecmo.co.jp/>

### 3. コーエーテクモグループの企業理念

当社グループは、「創造」と「貢献」という精神のもと、人々の心を豊かにする「世界No.1のエンタテインメント・コンテンツ・プロバイダー」を目指し、公正で健全な事業活動を推進しています。また、法令遵守の考えに基づく社内関連諸規程の整備や危機管理体制の充実など、企業活動において常にコンプライアンスの充実を図っています。

### 4. 奴隷労働、人身売買防止に関する考え方

当社グループ内のいずれの会社においても、強制、拘束のような労働は行っておりません。社員との雇用契約は常に対等な自由契約であり、社員はそれぞれの会社が属する国の法律に基づく合理的な通知期間を経て、雇用契約を解約することも自由です。また、当社グループは強制労働や人身売買（搾取目的での人の移動）などの現代型奴隷と世界レベルでの人権侵害が深刻な社会問題であることを認識し、当社グループが関わる全ての事業領域においてこのような違法行為と戦うために包括的、且つ最良の策を講じていくことを約束いたします。

### 5. 今後の取り組み

当社グループでは、世界各国で展開する事業やサプライチェーン上で奴隷労働や人身売買などの人権侵害が発生していないことを確認するためには、継続的

な取り組みが重要だと考えています。そのため、今後も全ての社員に対する教育・啓蒙活動はもちろん、サプライヤーとの契約内容の見直しなどを含め、奴隷法を順守するために必要な手順と当社グループの事業およびサプライチェーンにおいて奴隷や人身売買を防止するために必要な手順を確かなものにしてまいります。

2023年1 月

襟川 陽一

株式会社コーエーテクモホールディングス  
代表取締役社長 襟川 陽一